

資料編 参考資料

資料1 事業計画の策定体制と経過

91

- 1 奈良市子ども・子育て会議の経過と概要 91
- 2 奈良市子ども・子育て会議委員名簿 93
- 3 ニーズ調査・パブリックコメント等の実施 95

資料2 奈良市の子ども・子育てを取り巻く状況

97

- 1 子ども・子育てに関する統計資料等 97
- 2 奈良市子育てに関するニーズ調査の結果（抜粋） 110

資料3 事業計画に関する条例等

117

- 1 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例 117
- 2 奈良市子ども・子育て会議条例 123
- 3 奈良市子ども・子育て会議事業計画策定部会設置要領 125

資料4 進捗管理事業一覧

127

1 奈良市子ども・子育て会議の経過と概要

本計画の策定に当たっては、学識経験者や教育・保育施設の運営者、子育て支援事業の関係者のほか、市民等で構成する「奈良市子ども・子育て会議」において審議を行い、本計画の方向性や施策体系、量の見込み等について、ご意見をいただきました。

また、本計画の施策体系や量の見込み等について、より具体的な審議を行うため、「奈良市子ども・子育て会議」の下部組織として「奈良市子ども・子育て会議事業計画策定部会」を設置し、検討を進めました。

(1) 奈良市子ども・子育て会議

回	開催日	概要
第1回	平成 25 年 5 月 30 日	・事業計画策定部会の設置について ・子ども・子育て支援新制度について ・奈良市の現状等について
第2回	平成 25 年 8 月 30 日	・子ども・子育て支援新制度と奈良市の取組状況について ・部会の審議報告と奈良市版ニーズ調査票について
第3回	平成 25 年 12 月 19 日	・子ども・子育て支援新制度と奈良市の取組状況について ・部会の審議報告について ・ニーズ調査中間報告について
第4回	平成 26 年 2 月 26 日	・部会の審議報告について ・ニーズ調査結果報告書（案）について
第5回	平成 26 年 5 月 28 日	・部会の審議報告について
第6回	平成 26 年 7 月 14 日	・部会の審議報告について
第7回	平成 26 年 11 月 6 日	・部会の審議報告について ・子ども・子育て支援事業計画素案の中間まとめ（案）について
第8回	平成 27 年 1 月 26 日	・意見募集結果の概要について
第9回	平成 27 年 3 月 20 日	・子ども・子育て支援事業計画素案のまとめ（案）について

■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

資料編

2 奈良市子ども・子育て会議委員名簿

(1) 奈良市子ども・子育て会議

(敬称略、カナ順)

	氏名	所属・役職名等	備考
1	大方 美香	大阪総合保育大学児童保育学部 教授	会長
2	岡田 和大	奈良市PTA連合会 会長	
3	岡本 聡子	NPO法人ふらっとスペース金剛 代表理事	
4	亀本 和也	奈良市保育園保護者会連絡協議会 副会長	
5	北岡 光代	公募委員	
6	栗本 恭子	公募委員	
7	杉山 時期子	奈良県私立幼稚園PTA連合会	
8	竹村 健	奈良市自治連合会	
9	西山 明彦	奈良市私立幼稚園協会 会長	
10	浜田 進士	NPO法人子どもの権利条約総合研究所関西事務所 所長	副会長
11	藤本 宣史	奈良市保育会 会長	
12	堀越 紀香	奈良教育大学教育学部 准教授	
13	横尾 典男	株式会社平井眞美館 総務課長	
14	和田 憲明	NPO法人ファザーリング・ジャパン関西 代表理事	

平成26年7月14日 現在

(2) 奈良市子ども・子育て会議事業計画策定部会

(敬称略)

	氏名	所属・役職名等	備考
1	大方 美香	大阪総合保育大学児童保育学部 教授	部会長
2	岡本 聡子	NPO法人ふらっとスペース金剛 代表理事	
3	北岡 光代	公募委員	
4	栗本 恭子	公募委員	
5	浜田 進士	NPO法人子どもの権利条約総合研究所関西事務所 所長	職務代理
6	掘越 紀香	奈良教育大学教育学部 准教授	
7	中川 昌美	奈良市子ども未来部 子ども政策課長	
8	岡崎 利彦	奈良市子ども未来部 こども園推進課長	
9	竹内 義朋	奈良市子ども未来部 保育所・幼稚園課長	
10	川尻 ひとみ	奈良市子ども未来部 子ども育成課長	
11	野儀 あけみ	奈良市子ども未来部 子育て相談課長	
12	嵯峨 伊佐子	奈良市保健所 健康増進課長	
13	石原 伸浩	奈良市教育委員会事務局 教育政策課長	
14	松田 義秀	奈良市教育委員会学校教育部 地域教育課長	

平成 26 年 4 月 24 日 現在

3 ニーズ調査・パブリックコメント等の実施

(1) 奈良市子育てに関するニーズ調査の実施

本計画の策定や本市の子ども・子育て支援施策に関する基礎資料を得るため、「奈良市子育てに関するニーズ調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等の把握を行いました。

① 調査対象

市内の就学前児童（0～5歳）の保護者から3,000人、小学生（1～6年生）の保護者から2,000人、合計5,000人を無作為に抽出しました。

② 調査期間・方法

平成25年9月27日から平成25年10月17日までを期間とし、郵送による配布、回収を行いました。

③ 回収状況

区 分	配布数	有効回答数	有効回答率
0 ～ 2 歳 児	1,500 通	908 通	60.5%
3 ～ 5 歳 児	1,500 通	815 通	54.3%
小 学 生	2,000 通	1,151 通	57.6%

(2) パブリックコメントの実施

計画素案を市のホームページに公表したほか、市役所、各出張所・行政センターでの配布、関係機関への周知を行い、素案に対するご意見を募集しました。

① 募集期間

平成26年12月1日から平成26年12月26日まで

② 募集結果

市民等のみなさんから15通、28件のご意見をいただきました。

（FAX：11通、メール：1通、ホームページ：2通、持参：1通）

(3) フォーラムの開催

平成 27 年 4 月から「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」が施行することから、本市ではこの条例の理念を踏まえ、子ども・子育て支援新制度を本格施行させる等により、本市が子どもと子育てにやさしいまちづくりを進めていくことを広く周知することを目的として、「奈良市子どもと子育てにやさしいまちづくりフォーラム」を開催しました。

1 日 時 平成 27 年 3 月 1 日（日）午後 1 時から午後 4 時

2 会 場 奈良県文化会館

3 参加者 900 名

4 内 容 ①講演 「サザエさん一家にみる子どもと子育てにやさしいまち」

講師 増岡 弘 氏（俳優／声優「サザエさん」のマスコ役他）

②パネルディスカッション 「こんなまちで結婚し子育てをしたい」

③子ども・子育て支援新制度の紹介、子どもと子育てに関する NPO
活動紹介、子どもの医療講演等



1 子ども・子育てに関する統計資料等

(1) 少子化の進行

① 人口・年齢3区分別の人口

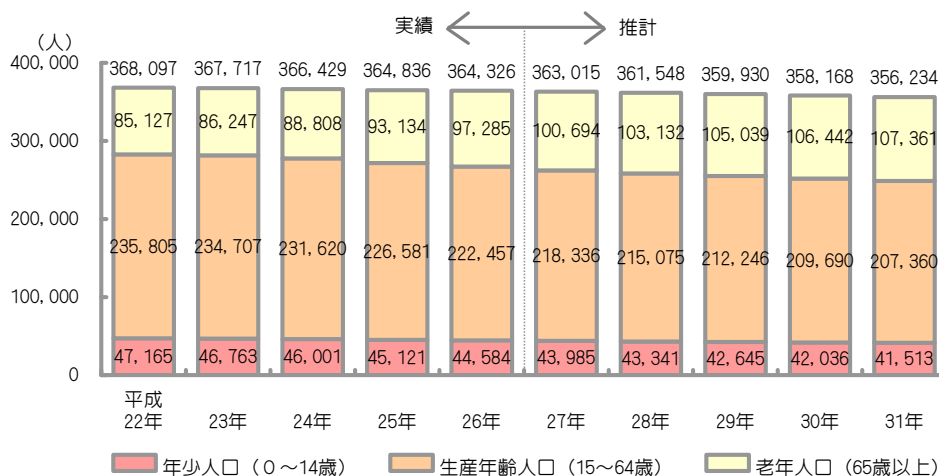
ア 人口の推移

本市の人口は、平成 22 年の 368,097 人以降徐々に減少しており、平成 26 年には 364,326 人となっています。

人口を、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）、老年人口（65 歳以上）の年齢3区分でみると、年少人口は減少傾向が続いており、平成 26 年には 44,584 人となっています。一方、老年人口は増加傾向にあり、平成 26 年には 97,285 人となっています。人口推計でも、年少人口の減少、老年人口の増加は続くと予想されています。

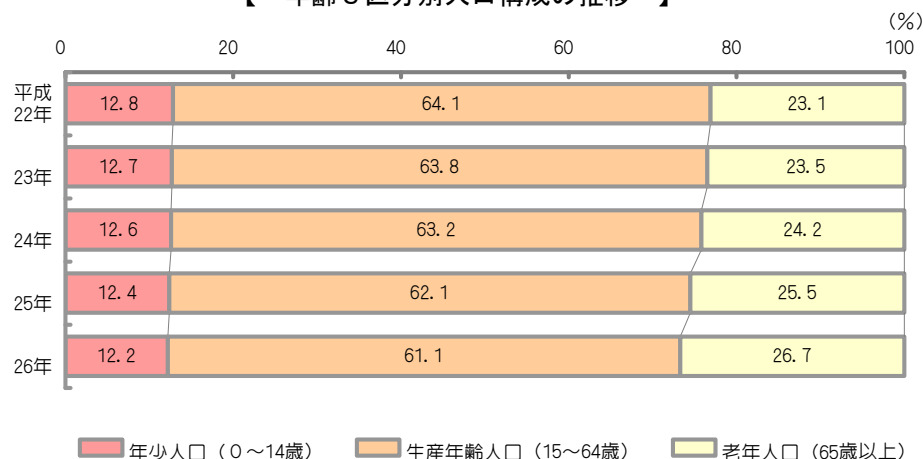
年齢3区分別の割合をみても、年少人口は平成 22 年では全体に対し 12.8%でしたが、平成 26 年には 12.2%に減少しています。それに対し、老年人口は平成 22 年では総人口の 23.1%であったのが、平成 26 年には 26.7%となっており、本市においても少子高齢化が進行していることがうかがえます。

【 年齢3区分別の人口の推移 】



資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日）

【 年齢3区分別人口構成の推移 】

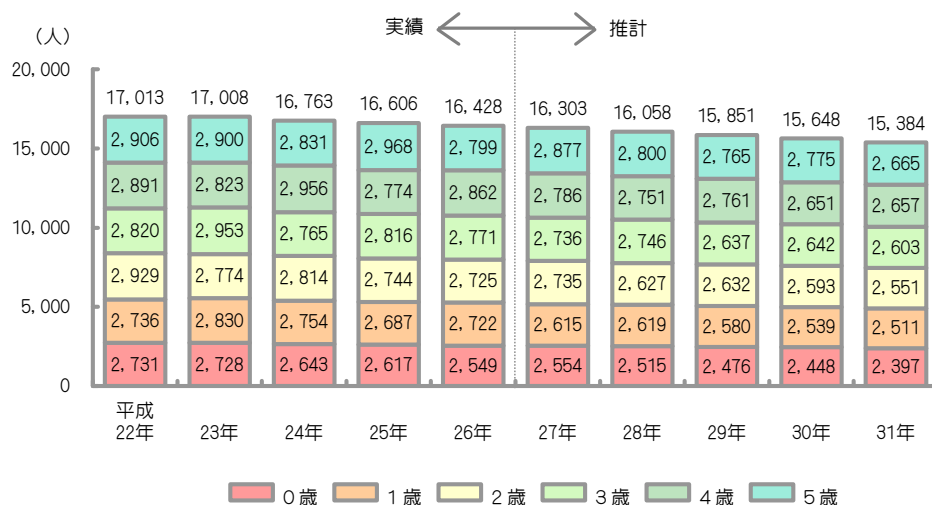


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

② 子どもの人口

年齢別就学前児童数も減少傾向が続いており、平成26年では16,428人と、平成22年からの4年間で約600人減少していることから、少子化の進行がうかがえます。

【 年齢別就学前児童数の推移 】

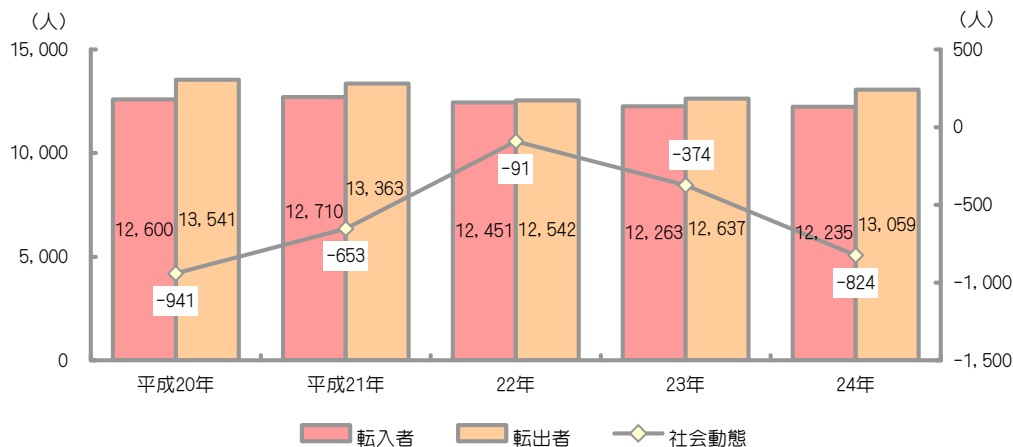


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

③ 社会動態

本市の社会動態をみると、平成 20 年以降、社会減（転出数が転入数を上回る状態）が続いており、平成 24 年では 800 人以上の減少がみられます。

【 社会動態の推移 】



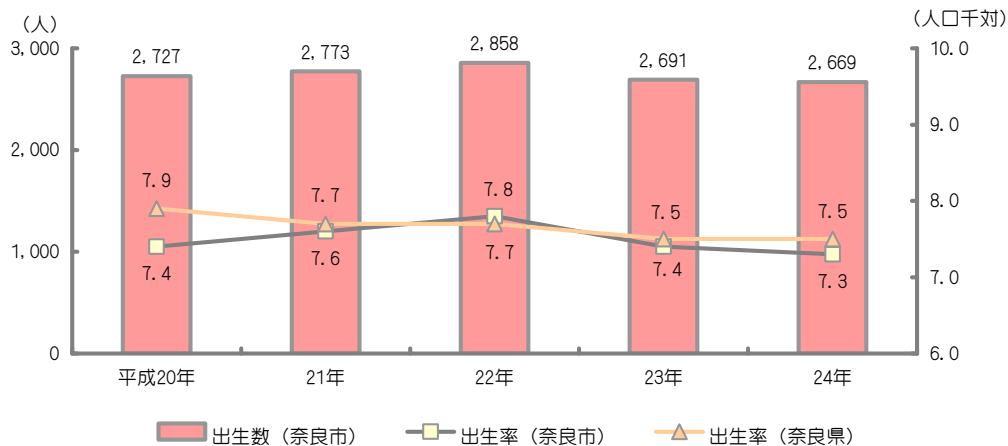
資料：市民課、奈良市保健所保健総務課

(2) 出生の動向

① 出生数

本市の出生数は、平成 20 年に減少し、その後増加したものの、平成 23 年に再度減少しています。同様に、出生率も増減を繰り返しています。奈良県の出生率と比較すると、平成 22 年を除き、県よりも低くなっています。

【 出生数及び出生率（人口千対）の推移 】



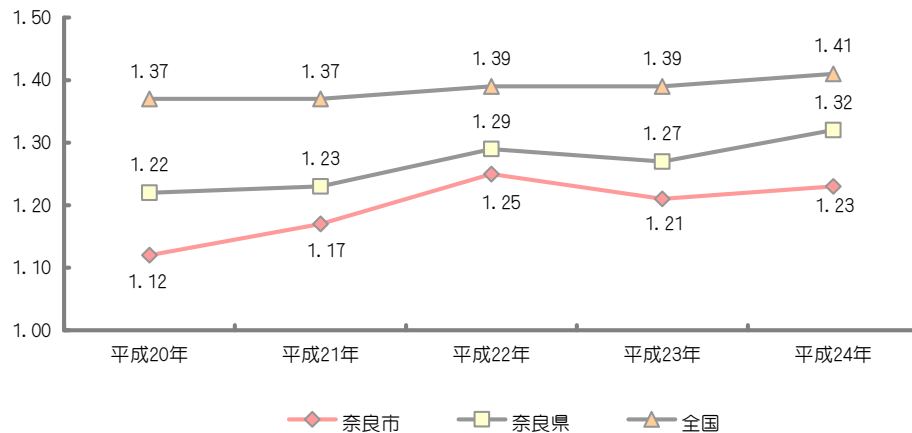
資料：奈良市保健所事業概況

② 合計特殊出生率※

本市の合計特殊出生率は、増減を繰り返し、平成 20 年から平成 22 年にかけて上昇し、平成 23 年に減少した後、平成 24 年に若干増加し、1.23 となっています。

また、奈良県及び全国と比較すると、本市の合計特殊出生率は奈良県・全国平均を下回って推移しており、平成 22 年以降は県・国との差も大きくなる傾向がみられます。

【 合計特殊出生率の推移 】



資料：奈良市保健所事業概況

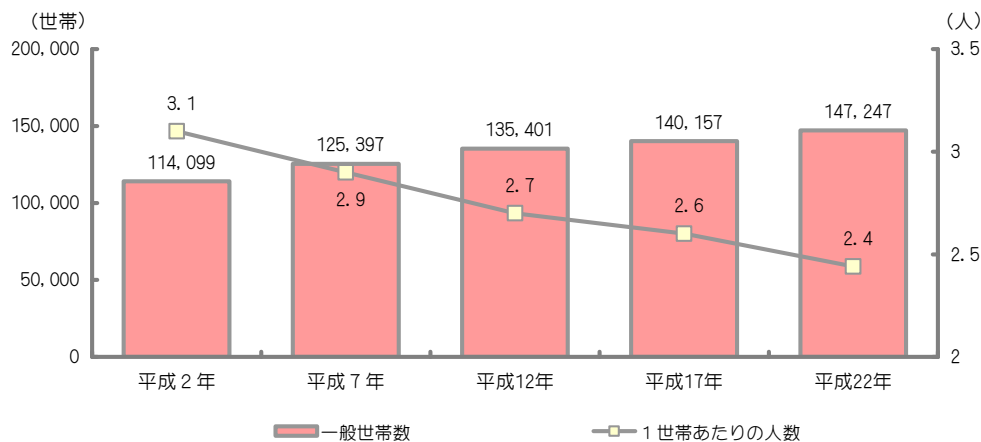
※合計特殊出生率：15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するもので、その数値を生涯の子どもの数としてイメージすることができる。

(3) 世帯の動向

① 一般世帯数・一世帯あたりの人数

本市の一般世帯数は、人口の減少傾向に反して増加しており、平成 22 年には 147,247 世帯と、平成 2 年から 33,148 世帯増加しています。それに伴い、一世帯あたりの人数は減少傾向が続いており、平成 22 年には 2.4 人となっています。

【 一般世帯数・一世帯あたり人数の推移 】



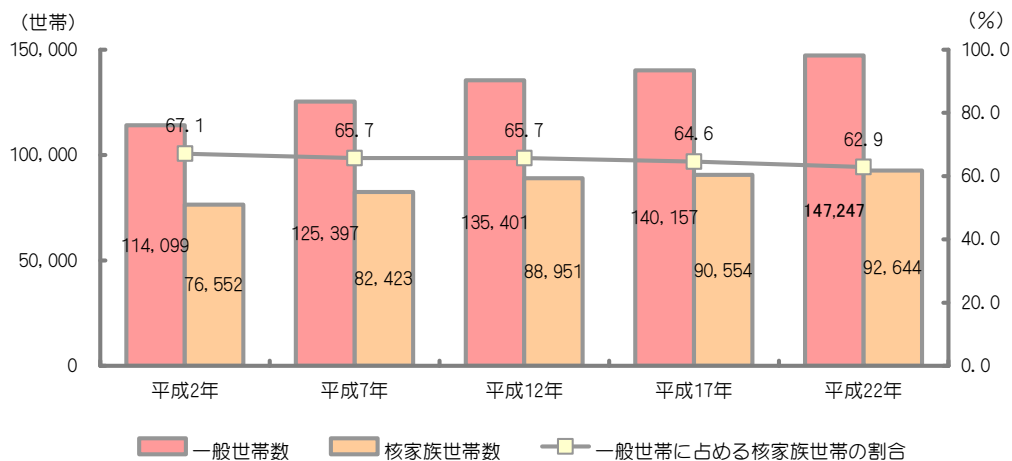
資料：国勢調査

② 核家族世帯の動向

ア 核家族世帯数等の推移

平成2年から平成22年の20年間で、一般世帯数は約1.3倍に増加しています。また、核家族世帯数も20年間で約1.2倍となっています。もっとも、核家族世帯が一般世帯に占める割合は減少傾向がみられます。

【 核家族世帯数の推移 】

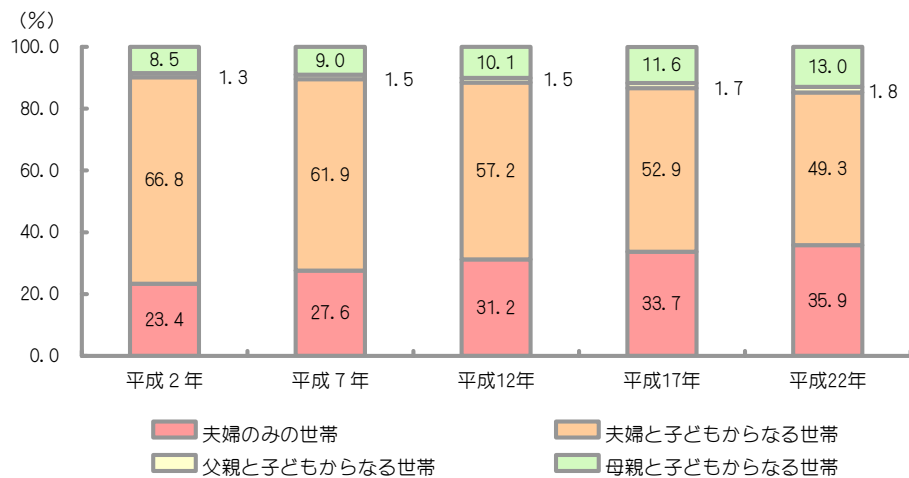


資料：国勢調査

イ 核家族世帯の内訳

核家族世帯の内訳をみると、平成2年以降、子どものいる世帯（夫婦のみの世帯を除く核家族世帯）の割合は減少しており、平成2年からの20年で12.5ポイント減少しています。もっとも、母親と子どもからなる世帯では増加傾向がみられます。

【 核家族世帯の内訳 】



資料：国勢調査

(4) 働く女性の状況

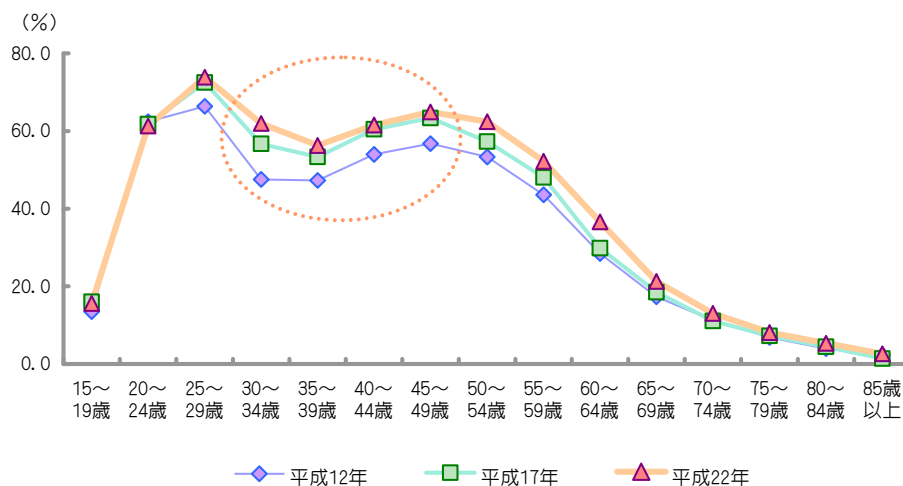
① 年齢別女性の労働力

ア 年齢階級別労働力率

本市の女性の年齢別労働力率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。しかし、25歳以降の労働力率は年々上昇し、M字カーブの落ち込みは緩やかになっています。

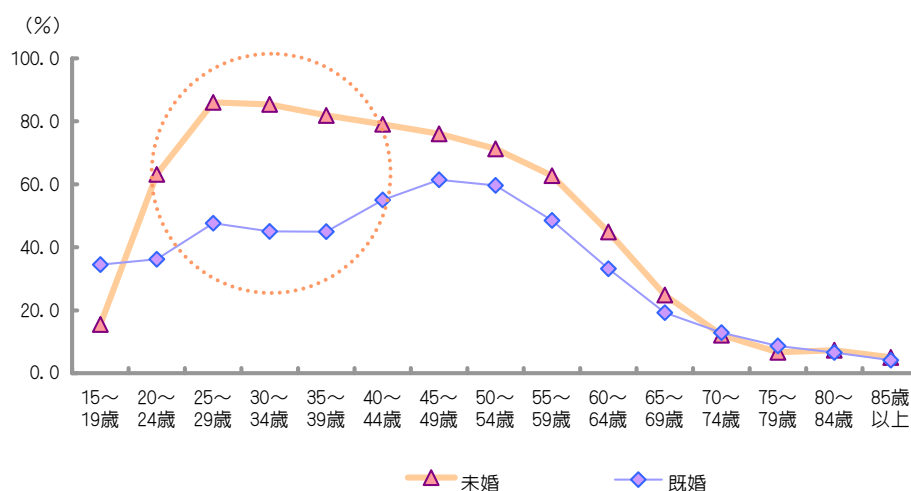
未婚・既婚別でみると、20代から30代においては、未婚に比べ既婚の労働力率が低くなっており、特に25～39歳で約40ポイントの差がみられます。

【 女性の年齢別労働力率 】



資料：国勢調査

【 女性の未婚・既婚別労働力率（平成22年） 】

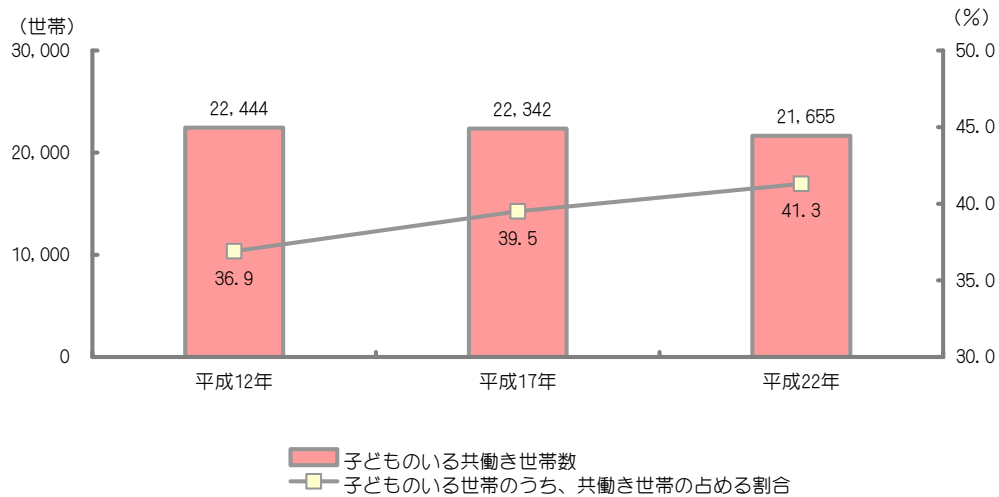


資料：国勢調査

イ 共働き世帯の状況

子どものいる共働き世帯数をみると、大きな変動はなく、約 22,000 世帯で推移しています。しかし、子どものいる世帯のうち、共働き世帯の占める割合は増加しており、平成 12 年から平成 22 年の 10 年間で 4.4 ポイント増加しています。

【 共働き世帯の状況 】



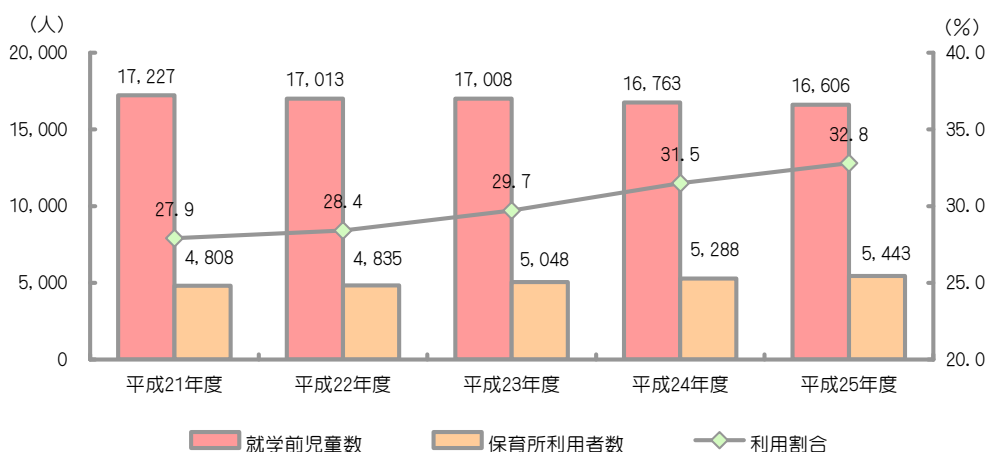
(5) 保育サービスの状況

① 保育所の状況

ア 就学前児童数と保育所利用者数の推移

就学前児童数は、年々減少しています。しかし、保育所利用者数は年々増加しており、利用割合も上昇傾向が続いています。

【 就学前児童数と保育所利用者数の推移 】

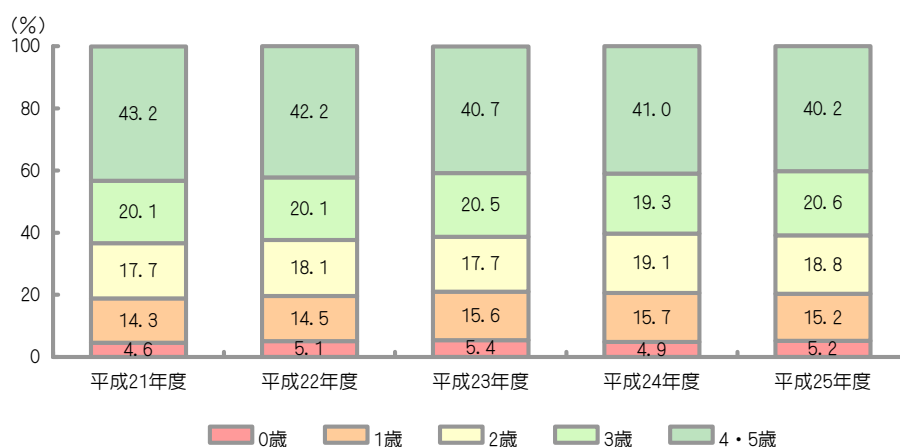


資料：就学前児童数：住民基本台帳（各年度4月1日）
保育所利用者数：庁内資料（各年度4月1日）

イ 保育所利用者の年齢別構成割合

保育所利用者の年齢別構成割合をみると、0～2歳児の割合がゆるやかに増加しています。

【 保育所利用者の年齢別構成割合 】

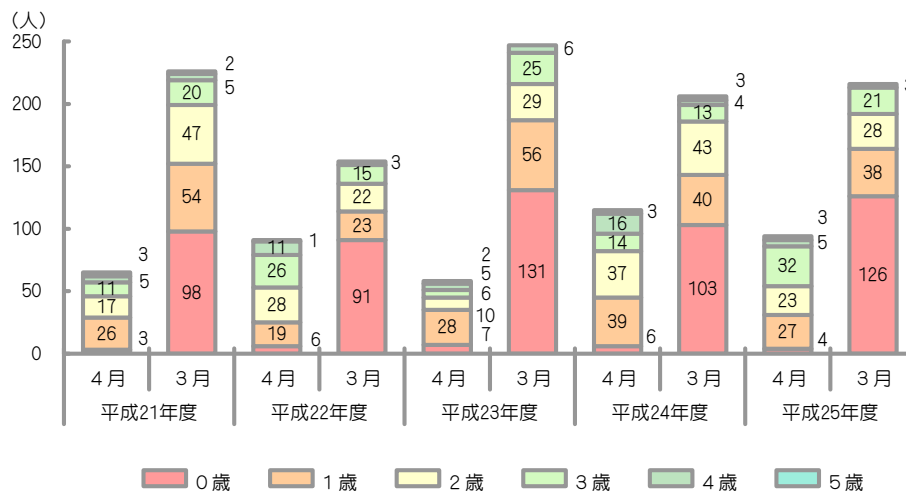


資料：庁内資料（各年度4月1日）

ウ 待機児童数

本市の年齢別待機児童数の推移をみると、4月1日時点での待機児童数は、増減を繰り返しています。また、3月1日時点での待機児童数は、0歳児で特に多く100人前後で推移しています。

【 待機児童数の推移 】



※国基準による算定

資料：庁内資料（各年度4月1日または3月1日）

② 特別保育事業の実施状況

ア 延長保育事業

本市の延長保育事業の利用状況をみると、実施園数が増加するとともに、利用人数も増加傾向にあります。

【 延長保育事業の利用状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施園数	16 園	19 園	22 園	22 園	23 園
延べ利用人数	71,115 人	75,935 人	80,831 人	91,410 人	88,017 人

資料：庁内資料

イ 一時預かり事業

本市の一時預かり事業の利用状況をみると、実施園（全て認可保育所）数が増加するとともに、利用人数も増加傾向にあります。

【 一時預かり事業の利用状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施園数	7 園	7 園	8 園	8 園	9 園
延べ利用人数	7, 934 人	8, 821 人	8, 855 人	9, 610 人	9, 285 人

資料：庁内資料

ウ 休日保育事業

本市の休日保育事業の利用状況をみると、実施園数は5年間変わっていませんが、延べ利用人数は増加傾向にあります。

【 休日保育事業の利用状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施園数	2 園	2 園	2 園	2 園	2 園
延べ利用人数	386 人	468 人	390 人	495 人	501 人

資料：庁内資料

エ 病児保育事業

本市の病児保育事業の利用状況をみると、平成 24 年度から平成 25 年度で、実施園所数が 2 園に増加するとともに、病児保育の利用者数については急増しています。平成 25 年度では、前年の倍以上の 573 人となっています。

【 病児保育事業の利用状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施園数	—	—	—	1 園	2 園
延べ利用人数	—	—	—	231 人	573 人

資料：庁内資料

オ 病後児保育事業

本市の病後児保育事業の利用状況をみると、平成 25 年度から実施園数が 2 園に増えていますが、利用人数の急増は見られません。延べ利用人数は平成 23 年度の 270 人から、減少傾向にあります。

【 病後児保育事業の利用状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施園数	1 園	1 園	1 園	1 園	2 園
延べ利用人数	268 人	222 人	270 人	195 人	181 人

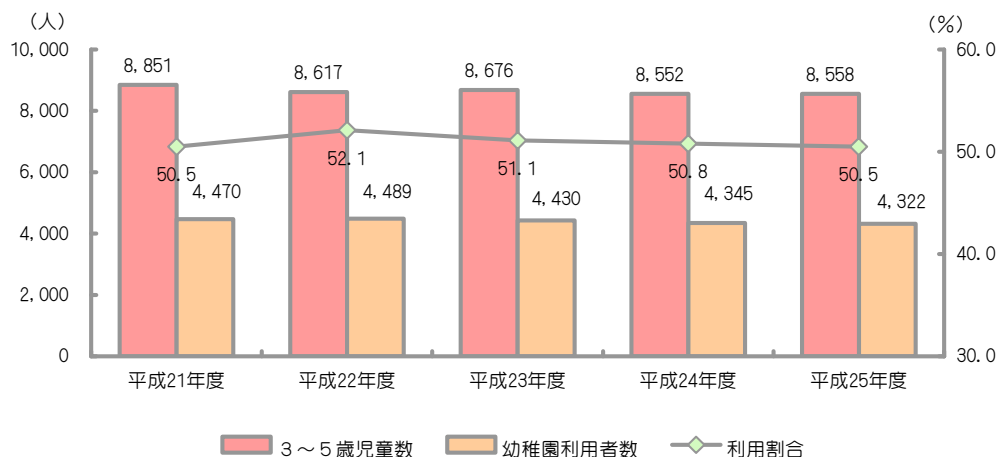
資料：庁内資料

(6) 幼稚園の状況

① 3～5歳児数と幼稚園利用者数

3～5歳児数は平成23年度以降ゆるやかに減少しています。それに伴い、幼稚園利用者数もゆるやかに減少しています。また、3～5歳児に占める幼稚園の利用割合も、平成22年度以降徐々に減少しています。

【 3～5歳児数と幼稚園利用者数 】



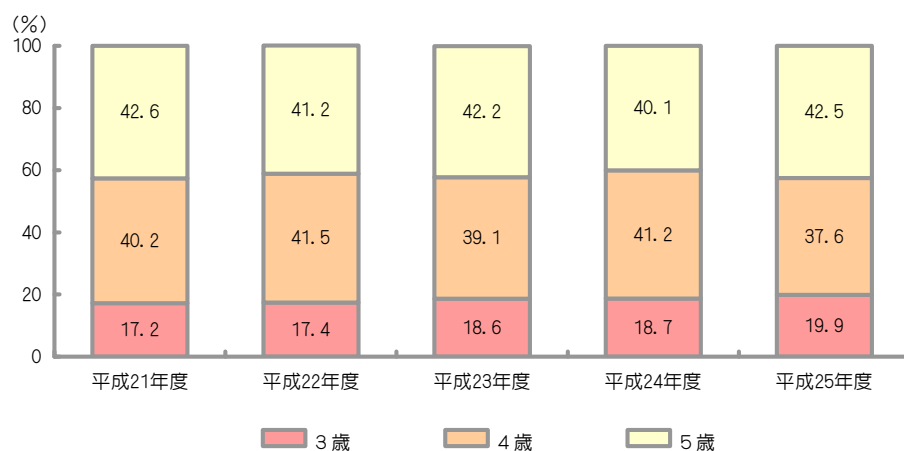
資料：就学前児童数：住民基本台帳（各年度4月1日）

幼稚園利用者数：奈良県学校基本数一覧（各年度5月1日）

② 幼稚園利用者の年齢別構成割合

幼稚園利用者の年齢別構成割合をみると、3歳児の割合が増加しています。

【 幼稚園利用者の年齢別構成割合 】



資料：奈良県学校基本数一覧（各年度5月1日）

■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

本市では、バンビーホーム(放課後児童クラブ)を合計 46 か所で開設しています。登録児童数は平成 22 年度から 24 年度には減少傾向にあったものの、その後増加に転じ、平成 26 年度には 2,800 人を超えています。特に、1 年生の登録児童数の増加が目立っています。

【 バンビーホーム（放課後児童クラブ）登録児童数の推移 】

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
箇所数		42 か所	42 か所	42 か所	44 か所	46 か所
登録人数	1 年生	744 人	754 人	735 人	799 人	837 人
	2 年生	699 人	700 人	699 人	669 人	748 人
	3 年生	583 人	571 人	538 人	564 人	577 人
	4 年生	413 人	370 人	368 人	380 人	369 人
	5 年生	220 人	227 人	201 人	202 人	209 人
	6 年生	109 人	117 人	126 人	122 人	119 人
合計		2, 768 人	2, 739 人	2, 667 人	2, 736 人	2, 859 人

資料：庁内資料（各年度5月1日）

2 奈良市子育てに関するニーズ調査の結果（抜粋）

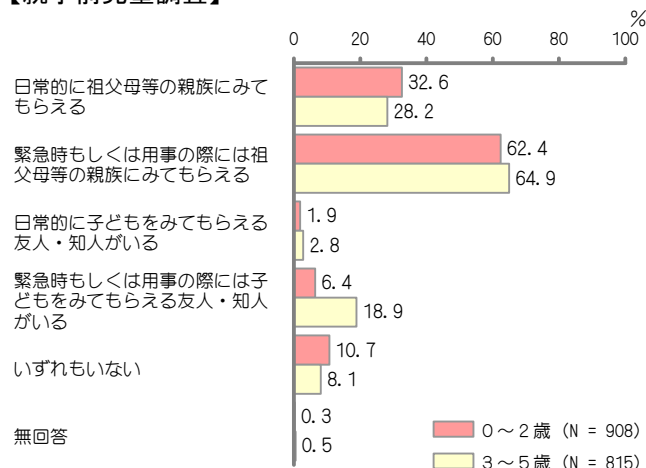
- 回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（％）で示してあります。なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が 100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が 100.0%を超える場合があります。
- クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。

（1）お子さんご家族の状況について

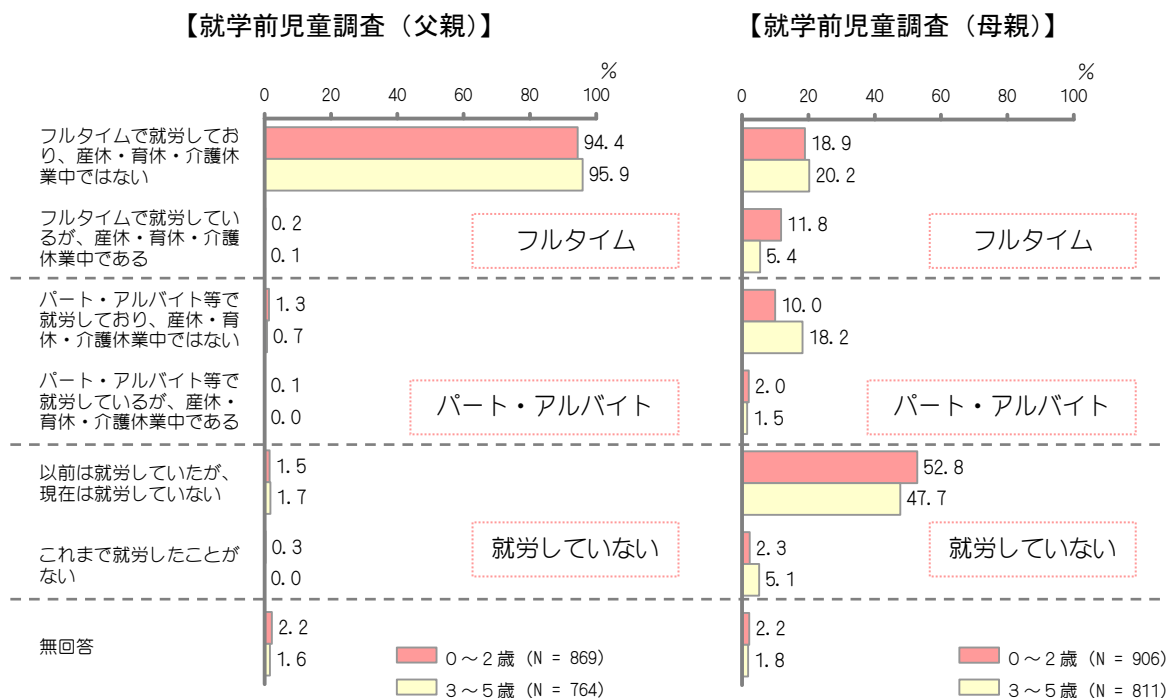
① 子どもをみてもらえる親族・知人

- 0～2歳児の保護者、3～5歳児の保護者ともに、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が高く、6割を超えています。
- 一方、みてもらえる親族・知人の「いずれもない」人が約1割となっています。

【就学前児童調査】

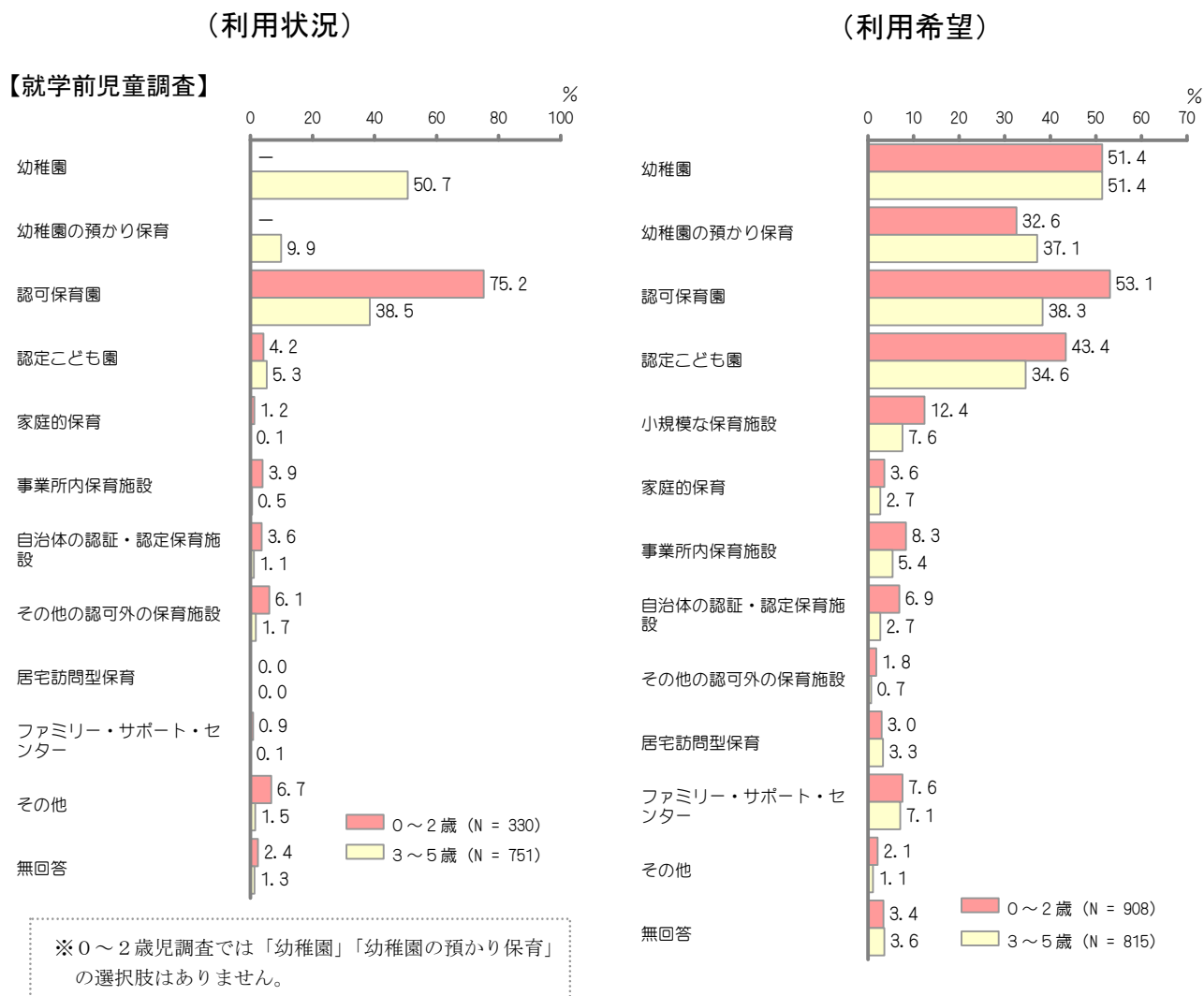


② 保護者の就労状況



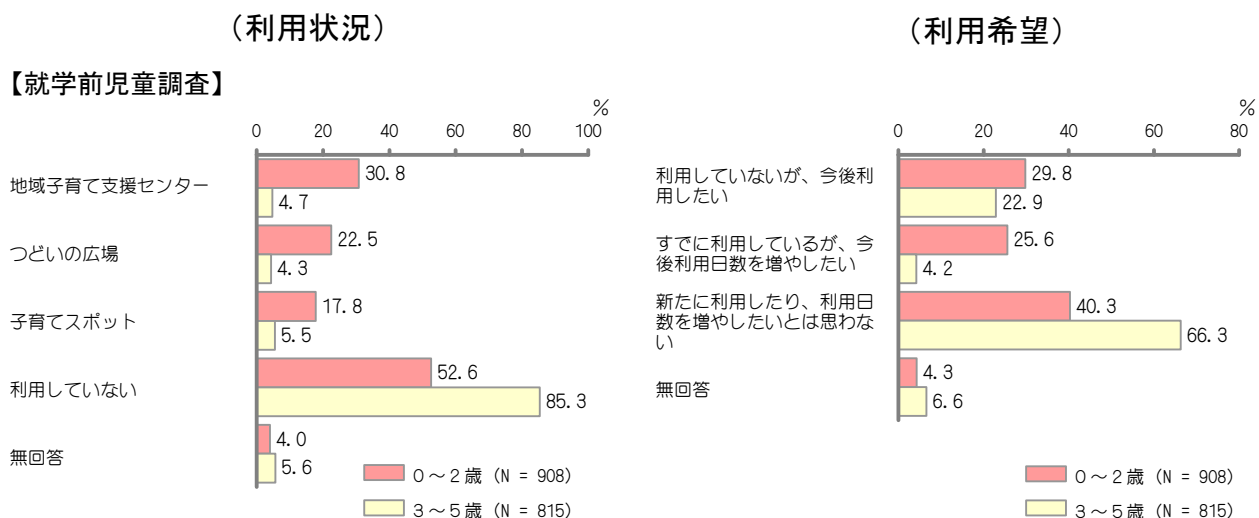
- ・父親については、0～2歳児の保護者、3～5歳児の保護者ともに9割以上が“フルタイム”と回答しています。
- ・母親については、0～2歳児の保護者、3～5歳児の保護者ともに約5割の人が“就労していない”と回答しています。また、0～2歳児の保護者では、休業中の人もあわせると約3割の人が、3～5歳児の保護者でも2割を超える人が“フルタイム”と回答しています。

(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について



- 利用している教育・保育事業の内訳は、0～2歳児では、「認可保育園」が75.2%と最も高くなっています。3～5歳児では、「幼稚園」が50.7%、「認可保育園」が38.5%となっています。
- 現在、利用している、利用していないにかかわらず、定期的に利用したい平日の教育・保育の事業については、0～2歳児では「認可保育園」「幼稚園」の割合が高く、5割を超えています。3～5歳児では、「幼稚園」の割合が51.4%と最も高くなっています。
- 0～2歳児、3～5歳児ともに「幼稚園の預かり保育」の割合が3割を超えています。
- 0～2歳児では、3～5歳児よりも「認定こども園」の割合が高くなっています。

(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

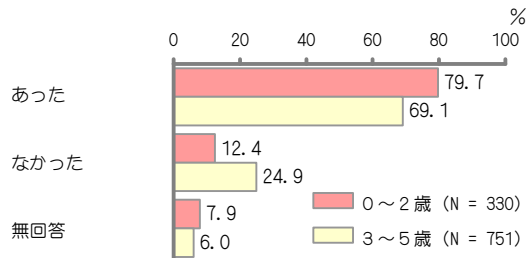


- ・ 0～2歳児の保護者では、「地域子育て支援センター」を利用している人が約3割、「つどいの広場」「子育てスポット」を利用している人が約2割となっています。
- ・ 一方、3～5歳児の保護者では「利用していない」の割合が8割を超えています。
- ・ 0～2歳児の保護者では「利用していないが、今後利用したい」と「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」をあわせた割合が5割を超えています。
- ・ 一方、3～5歳児の保護者では、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が高く、約7割にのぼっています。

(4) 一時預かり等の短時間サービスについて

① 病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと、その主な対処方法

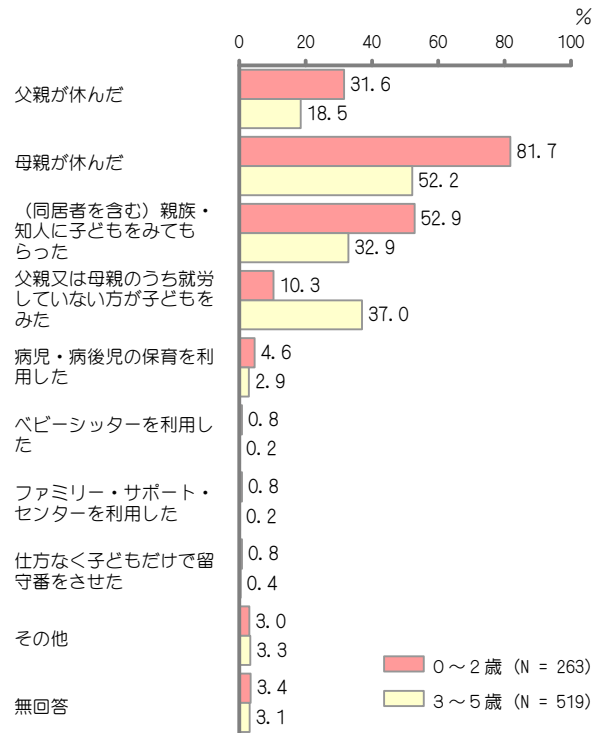
【就学前児童調査】



- ・ 平日に教育・保育事業を定期的に利用している人のうち、1年間に、子どもの病気やケガで事業が利用できなかったことが「あった」人が、0～2歳児の保護者では約8割、3～5歳児の保護者では約7割となっています。

- ・ 対処方法については、0～2歳児の保護者、3～5歳児の保護者ともに「母親が休んだ」の割合が最も高くなっています。

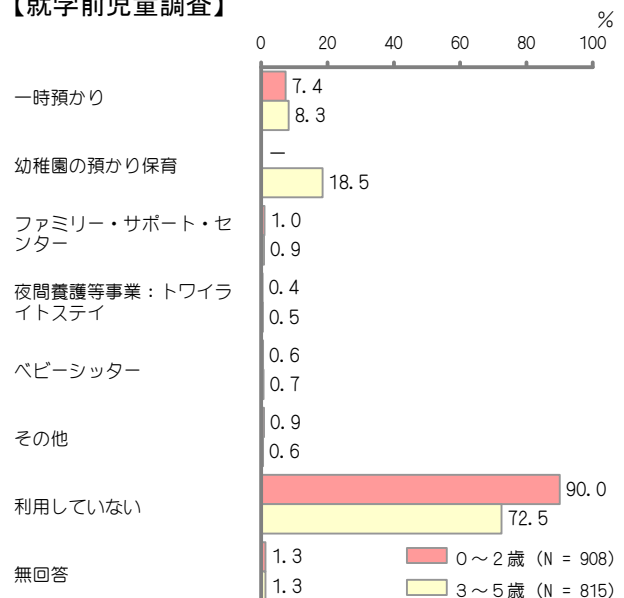
【就学前児童調査】



② 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

- ・ 日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はあるかについては、0～2歳児の保護者、3～5歳児の保護者ともに「利用していない」の割合が最も高く、特に0～2歳児の保護者では9割となっています。

【就学前児童調査】

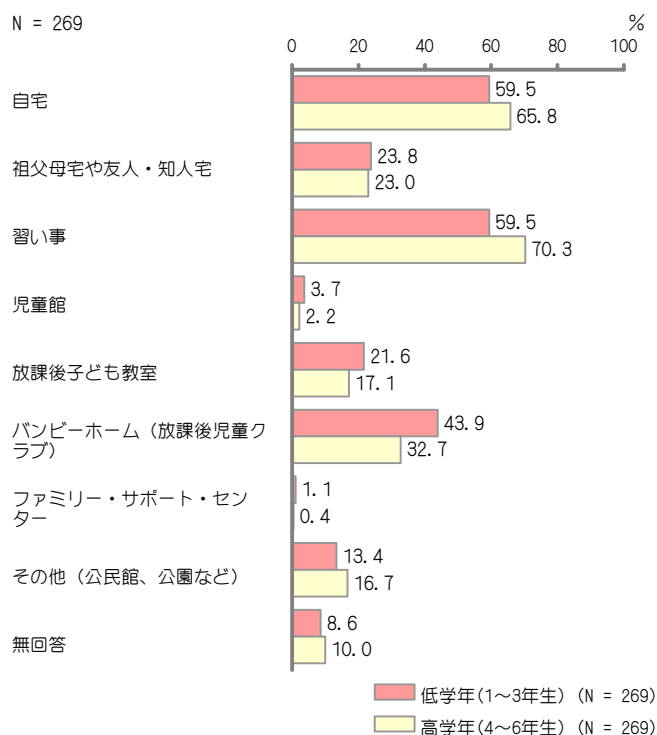


(5) 小学校入学後の放課後の過ごし方について

① 就学前児童の保護者の小学校入学後の希望

- 子どもの小学校入学後、子どもに放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、小学校低学年（1～3年生）では、「自宅」「習い事」の割合が最も高く、次いで「バンビーホーム（放課後児童クラブ）」となっています。
- 高学年（4～6年生）では、「習い事」の割合が高くなり、約7割となっています。また、「バンビーホーム（放課後児童クラブ）」の割合が、低学年に比べ低くなっています。

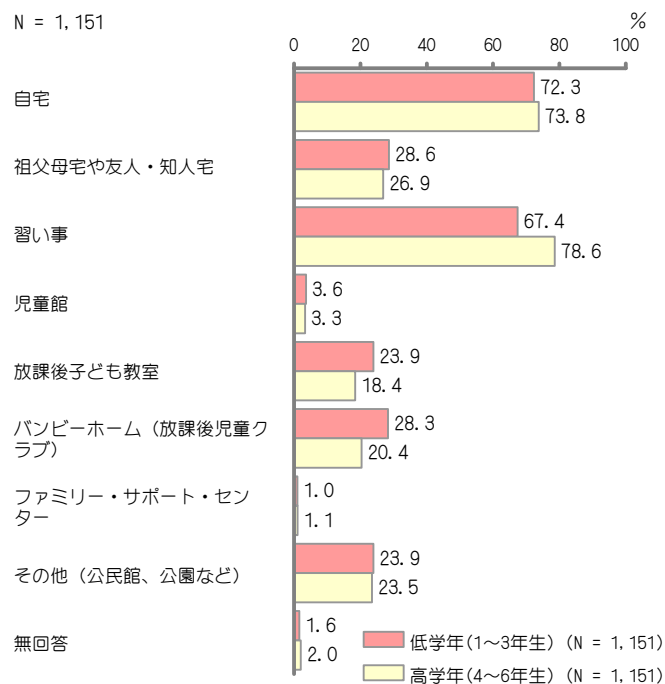
【就学前児童調査（5歳児の保護者のみ）】



② 小学生の保護者の希望

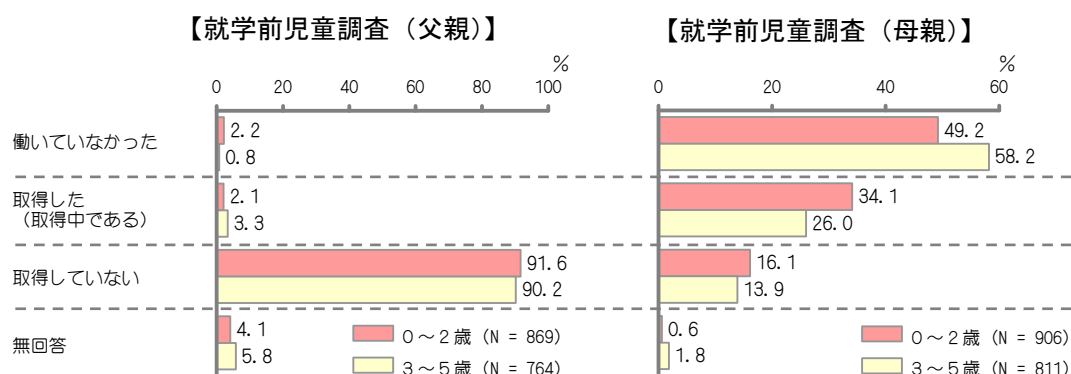
- 子どもに、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、低学年のうち「自宅」の割合が最も高く、次いで「習い事」となっています。
- 高学年になってからは、「習い事」の割合が高くなり、約8割となっています。

【小学生調査】



(6) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について ■ ■ ■

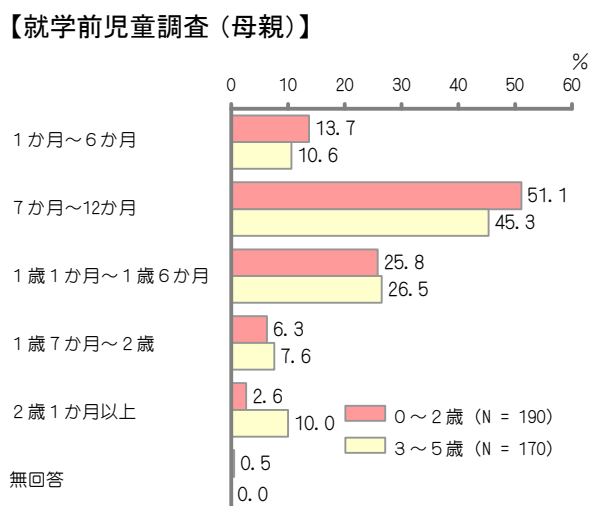
① 育児休業の取得状況

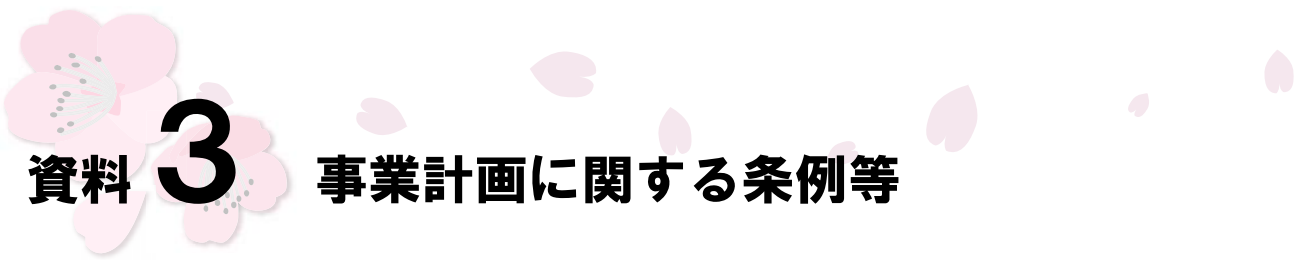


- ・父親では、0～2歳児の父親、3～5歳児の父親ともに「取得していない」の割合が約9割となっています。
- ・母親では、「取得した（取得中である）」人の割合が、0～2歳児の母親では34.1%、3～5歳児の母親では26.0%となっています。

② 職場に復帰したときの子どもの年齢

- ・0～2歳児の母親、3～5歳児の母親ともに、「1か月～6か月」と「7か月～12か月」をあわせた“12か月までに復帰した人”の割合が高く、特に0～2歳児の保護者で6割を超えています。





資料 3 事業計画に関する条例等

1 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例

(平成26年12月25日条例第51号)

奈良市は、悠久の歴史の中で、美しい自然や古くから受け継がれる多くの文化を守り伝えてきたまちです。

私たちは、このまちがそうした美しい自然や文化を大切にするとともに、奈良市の未来をひらく子どもたちが、今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるような、子どもにやさしいまちであってほしいと願っています。

そうした子どもにやさしいまちは、子どもだけにやさしいまちではなく、奈良市に住み、訪れる全ての人にとってやさしいまちへとつながっていきます。

子どもは、生まれながらにして、成長していく力とともに、周囲に対して自ら働きかけようとする力を持っています。そして、子どもには、人と人をつなぐ力や、まちを明るくする力があります。そうした力を発揮するには、子どもが安心して暮らせる環境が大切です。奈良市は、この条例を作る上で、子どもの声を聴くための様々な取組を行いました。その中で、「気持ちや意見を聴いてほしい」、「意見を言う場がほしい」、「大人と一緒に奈良をよくしたい」といった多くの声がありました。私たちはそのような子どもの意見表明や参加がまちづくりにとって大切なものであるとともに、子どもが地域への愛着を育み、将来のこのまちを担う大人へと成長していく上でも必要なことだと考えます。

私たちは、日本国憲法と児童の権利に関する条約の理念に基づき、一人一人の子どもにとって何が最善かを常に考え、子どもが一人の市民として尊重され、大人と子どもがパートナーとして、子どもにやさしいまちづくりを進めていくことを目指して、ここに、この条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、奈良市が子どもにやさしいまちづくりを進める上で、その基本となる理念及び具体化の方向について定めることにより、奈良市の子どもたちが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるようにし、及び子ども参加によって大人とともにまちづくりを進めることを目的とする。

（基本理念）

第2条 子どもにやさしいまちづくりを実現するための基本理念は、次のとおりとする。

- （1） 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもが権利の主体として尊重されることを全ての取組の基礎とすること。
- （2） 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもの成長及び発達に応じ、その思いや意見に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮すること。
- （3） 子どもにやさしいまちづくりを進めることは、子どもだけでなく、奈良市に住み、又は訪れる全ての人にとってやさしいまちづくりにつながるという理念を取組の基礎とすること。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 子どもにやさしいまち 子どもを尊重し、子どもが自立するための知識と経験を得られるよう子どもへの支援及び子育て支援に社会全体で取り組み、一人一人の子どもが安心して豊かに暮らすことのできるまちをいう。
- （2） 子ども 18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当であると認められる者をいう。
- （3） 保護者 親及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。
- （4） 地域住民 市内に居住する者若しくは勤務場所を有する者（第2号に規定する子どもを除く。）又は市内に事務所を有する法人その他の団体をいう。
- （5） 子どもが育ち・学ぶ施設 市内の児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園及び社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する社会教育に関する施設その他これらに類する施設のうち、子どもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設その他これらに類する施設をいう。

- (6) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

第2章 子どもの大切な権利

(子どもにとって大切な権利の保障と他者の権利の尊重)

第4条 子どもは、この条例の基本理念にのっとり、子どもにとって大切な権利の保障を求めることができる。

- 2 子どもは、自分にとって大切な権利の保障を求めることができることと同様に他者の権利を尊重するよう努めるものとする。

第3章 大人等の役割

(共通の役割)

第5条 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、連携し、及び協働するよう努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、次の役割を担うものとする。

- (1) 子どもを社会全体で健やかに育むため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、子どもに関する施策を行うこと。
- (2) 子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じること。
- (3) 保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うこと。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、家庭が子どもの成長に大きな役割を果たすことから、子どもの育成に対し第一義的な責任を有するものであって、子どもが健やかに育つよう努めるものとする。この場合において、保護者は、適宜、市に相談その他の支援を求めることができるものとする。

(地域住民の役割)

第8条 地域住民は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、次の役割を担うよう努めるものとする。

- (1) 子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会、歴史及び文化との関わりの中で育まれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援すること。
- (2) 虐待等あらゆる暴力及び犯罪並びに事故から子どもを守るため、安全で安心な地域をつくること。

(3) 地域における取組の中において、子どもが多様な世代や子ども同士の交流及び様々な体験をすることができる機会を提供すること。

(子どもが育ち・学ぶ施設の関係者の役割)

第9条 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、子どもの育成における重要な役割を担っていることを認識し、次の役割を担うよう努めるものとする。

- (1) 子どもが、心身ともに健やかに成長し、生きる力を身に付けること並びに能力及び可能性を最大限に伸ばすことができるように支援すること。
- (2) 子どもが育ち・学ぶ施設が、子どもにとって、安全にかつ安心して育ち、又は学ぶことのできる場となるよう、保護者、地域住民等と連携協力して環境をつくること。
- (3) 虐待、いじめ、体罰等については、関係機関と連携協力し、未然防止、早期発見及び解決に向けた取組を行うこと。

(事業者の役割)

第10条 事業者は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、次の役割を担うよう努めるものとする。

- (1) 子どもが健やかに育つ家庭環境づくりについて重要な役割を担っていることから、雇用する労働者が仕事と子育てを両立できるよう必要な職場環境の整備をすること。
- (2) 地域社会の一員として、子どもが育ち・学ぶ施設、地域、市等が行う子どもを健やかに育むための取組に協力すること。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(子どもの意見表明及び参加の促進)

第11条 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもの意見表明や参加を促進するために、子どもの主体的な活動を奨励し、支援を行うよう努めるものとする。

2 市は、子どもに関する施策について、適切な情報を提供し、子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。

3 地域住民は、地域の活動及び行事等について、子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。

4 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、施設の行事や運営等について、子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。

（子ども会議）

第12条 市は、子どもにやさしいまちづくりや子どもに関する施策について、子どもが意見表明をし、参加する場として奈良市子ども会議（以下「子ども会議」という。）を置くものとする。

2 子ども会議は、これに参加する子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるものとする。この場合において、子ども会議は、その運営のために市に必要な支援を求めることができるものとする。

3 子ども会議は、これに参加する子どもの意見をまとめ、市長に提出することができるものとする。

（子育て家庭への支援）

第13条 市は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、子育て家庭に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 市、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、保護者が子育てをしやすい環境づくりに努めるものとする。

（困難を有する子どもとその家庭に対する支援）

第14条 市、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、障害のある子ども、ひとり親家庭の子ども等、困難を有する子どもとその家庭に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

（子どもへの虐待等に対する取組）

第15条 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもへの虐待、いじめ、体罰等の予防と早期発見に努めるものとする。

2 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、虐待、いじめ、体罰等を受けていると思われる子どもを適切かつ速やかに救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

（有害・危険な環境からの保護）

第16条 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもを犯罪、交通事故、災害の被害その他の子どもを取り巻く有害及び危険な環境から守るための安全な環境づくりに努めるものとする。

2 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが犯罪、交通事故、災害の被害その他の子どもを取り巻く有害及び危険な環境から自分自身を守る力を育むために必要な支援を行うよう努めるものとする。

（子どもの居場所・遊び場づくり）

第17条 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが安心して過ごすこと及び自然との触れ合いや遊び等様々な体験や子ども同士の交流をすることにより、豊かな自己を育むことができる居場所・遊び場づくりに努めるものとする。

（相談体制）

第18条 市は、子どもが、自分自身、家庭及び学校並びに虐待、いじめ、体罰等について、直接に、かつ、安心して容易に相談することができるよう相談体制の充実を図るものとする。

2 市は、子どもからの相談内容に応じ、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、事業者及びその他の関係機関と連携し、子どもの救済を図るために必要な支援を行うものとする。

3 市は、市及び関係行政機関等の相談窓口の周知を図るものとする。

第5章 施策の推進

（計画及び検証）

第19条 市は、この条例に基づく子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）において定めるものとする。

2 市は、計画を策定したときは、これを公表するものとする。

3 この条例の運用状況及びこの条例の規定に基づく事業等の実施状況について、奈良市子ども・子育て会議条例（平成25年奈良市条例第12号）第1条に規定する奈良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）において定期的に検証するものとする。

4 会議は、前項の規定による検証の結果を市長に報告し、これを公表するものとする。

（体制整備）

第20条 市は、子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策に関して総合的な調整を行うための必要な体制を整備するものとする。

（広報及び啓発）

第21条 市は、この条例について、子ども、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 奈良市子ども・子育て会議条例

(平成25年3月28日条例第12号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。次条において「認定こども園法」という。）第25条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、奈良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、本市の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議すること。

2 会議は、前項第3号に規定する重要事項に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、会議に臨時委員若干人を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

子ども・子育て会議の委員	日額 10,000円
--------------	------------

附 則（平成26年10月3日条例第33号）

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。次項において「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正法附則第9条の規定による改正法の施行の日前においても行うことができる行為に関する事項については、この条例の施行の日前においても、この条例の規定の例により、奈良市子ども・子育て会議において調査審議を行うことができる。

3 奈良市子ども・子育て会議事業計画策定部会設置要領

（設置）

第1条 奈良市子ども・子育て会議条例（平成25年奈良市条例第12号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、奈良市子ども・子育て支援事業計画の策定について協議するとともに、関連する課題を整理することを目的として、奈良市子ども・子育て会議事業計画策定部会（以下「部会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 部会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 利用希望の調査に関すること
- (2) 子ども・子育て支援法第61条第2項の規定に関すること
- (3) 子ども・子育て支援法第61条第3項の規定に関すること
- (4) 前3号のほか事業計画の策定に関連して検討を要すること

（構成）

第3条 部会の委員は、奈良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）に属する委員並びに奈良市職員及び奈良市教育委員会事務局職員のうちから会議の会長が指名する。

（部会長等）

第4条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

- 2 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

（招集等）

第5条 部会は部会長が招集し、部会長が議長となる。ただし、部会長が互選される前に招集する部会は、会議の会長が招集する。

- 2 部会は、部会委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見の聴取）

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会の議事に関係のある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（会議への報告）

第7条 部会長は、部会の調査審議事項を会議に報告する。

（庶務）

第8条 部会の庶務は、子ども政策課において処理する。

(廃止)

第9条 部会は次に掲げる事項のいずれかに該当した場合、廃止するものとする。

- (1) 第2条各号に定める事項の調査審議が終了したとき
- (2) 会議で部会廃止の決議がなされたとき

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、部会の運営その他に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年5月30日から施行する。

資料 4 進捗管理事業一覧

(※本計画策定時の内容であり、本市の今後の取り組みの状況により変更となる可能性があります)

基本方針 1 子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり

基本目標 1. 子どもにとって大切な権利の保障

① 子どもの権利保障のための取り組みの推進

No	事業名	事業内容
1	子ども会議の設置	子どもの意見表明や参加を支援するための取り組みとして、子どもの自主的・自発的な運営による「子ども会議」を設置します。

基本目標 2. 乳幼児期の教育・保育の充実

① 乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保

No	事業名	事業内容
2	教育・保育施設及び地域型保育事業の整備	待機児童解消や多様な教育・保育ニーズに対応するため、既存の教育・保育資源を活用するとともに、民間活力による教育・保育施設及び地域型保育事業等の整備を行います。
3	市立こども園の設置	「奈良市幼保再編基本計画」「奈良市幼保再編実施計画」に基づき、市立幼保施設の再編を進めながら、「市立こども園（幼保連携型認定こども園）」の設置を進めます。
4	幼稚園等の預かり保育	幼稚園や認定こども園の通常の教育時間外に、希望する園児を対象に預かり保育を実施し、保護者の子育てを支援します。
5	保育所等の延長保育	保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育所や認定こども園等において認定された利用時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。
6	休日保育事業	保育所において、日曜・祝日などに就労するため、保育を必要とする保護者の子どもを預かり保育します。
7	夜間保育事業	保育所において、夜間に就労するため、保育を必要とする保護者の子どもを預かり保育します。

② 質の高い教育・保育の一体的提供と内容の充実

No	事業名	事業内容
8	保育所及び幼稚園等職員研修の推進	子どもの人権を十分配慮し、多様な教育・保育ニーズ及び子育て支援等のサービスに対応するため、保育所及び幼稚園、認定こども園に勤務する職員を対象に園内外の研修を実施し、資質向上を図ります。
9	保育所及び幼稚園等と小学校との連携の推進	中学校まで連携・接続した教育をめざし、保育所及び幼稚園、認定こども園から小学校への滑らかな接続を図るとともに、小学校との連携を推進します。
10	特別支援教育支援員の配置（幼稚園）	幼稚園に在園する特別な支援を要する幼児に対して、必要な支援を提供することにより、他の幼児を含めて行き届いた教育を提供するとともに、特別支援教育の充実を図ります。
11	公立保育所の充実	公立保育所においても、保育環境及び保育サービスの充実を図ることにより、子育てと仕事の両立支援をめざします。
12	保育所等における食育の推進	乳幼児期からの適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の育成など、心身の健全育成を図るため、保育所等で「食育カリキュラム」を作り、実施します。また、「奈良市立保育園・こども園食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、食物アレルギーのある園児に安全な給食を提供します。
13	民間保育所等運営費補助金	運営費補助金の交付により、保育サービスの内容の充実を図り、多様化する保育ニーズに応えることで、子育てと仕事の両立支援をめざします。
14	保育所等のサービス評価の実施	保育所等に第三者評価を導入し、保育サービスの質の向上を目的として、これまでに提供してきた保育内容や保育の質を、保護者や子どもの視点から見直し改善します。
15	私立幼稚園運営費補助金	運営費補助金の交付により、私立幼稚園の教育条件の維持向上と園児にかかる経済的負担の軽減を図り、幼稚園の経営の健全性を高めることで私立幼稚園の健全な発展を図ります。

基本目標 3. 学齢期の教育・育成施策の充実

① 豊かな人間性と生きる力を育む学校教育の充実

No	事業名	事業内容
16	人権教育推進のための副教材の配付	学校における人権教育の推進を図るため、副教材として人権教育テキスト「なかまとともに」を小・中・高等学校に配付し、活用を図っています。
17	地域で決める学校予算事業	中学校区を単位として、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもを育てる体制をつくります。
18	世界遺産学習推進事業	世界遺産等の文化遺産や自然環境などを通じて、地域に対する誇りを育て、奈良で学んだことを誇らしげに語れる子どもを育成します。
19	フューチャースクール構想実証事業	タブレット端末等のＩＣＴ機器を小学校・中学校に配備し、その活用を通して基礎学力の定着や学習意欲、コミュニケーション能力や課題解決力の向上を図ります。
20	地域に開かれた魅力ある学校・教育の推進（学校の自己評価）	各学校がその教育活動や学校運営の状況について自己評価を行い、成果や課題を明らかにして改善を進めるとともに、それを保護者や地域社会に公開することで、開かれた学校づくりを進めます。
21	学校評議員制度の推進	学校運営を地域に開かれた特色あるものにするため、学校評議員を設置します。校長は評議員に意見を求めながら、自主的・自立的な学校運営を推進します。
22	小学校での少人数学級の実施	少人数学級を実施し、よりきめ細かな指導を行うことにより、子どもの教育の充実を図ります。

No	事業名	事業内容
23	教職員研修の推進	奈良市教育センターを拠点とした研修と教員一人一人の指導力に応じた研修及び児童生徒の発達と学びの連続性をふまえた中学校区別の研修を実施し、教員の意識改革と指導力向上を目指します。
24	中学校給食実施事業	健康で安心、安全な食を提供するため、小学校に加え、中学校でも給食を実施します。

② 子どもの居場所や体験活動の充実

No	事業名	事業内容
25	放課後児童健全育成事業	保護者が就労などで昼間家庭にいない世帯の小学生を預かり、放課後児童健全育成事業施設内において、集団生活を体験させながら、健全育成を図ります。
26	放課後子ども教室推進事業	放課後等に小学校等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得てスポーツ等交流活動を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを行います。
27	教育センター学習事業	教育センターのキッズ学びのフロアの設備を活用した体験教室等を開催することで、子どもたちの豊かな学びを保障し、創造性や探究心を育てます。
28	黒髪山キャンプフィールド管理運営	自然環境の中での野外活動やレクリエーション活動を通じて、青少年の心身の健全な育成を図ります。
29	児童館事業の充実	児童の健全育成とともに市民との協働による子育て支援の拠点としての事業を行い、より開かれた児童館をめざします。
30	スポーツ体験フェスティバルの開催	「体育の日」にちなんで、スポーツの裾野を拡大し、「見て、触れて、体験」することにより、子どもたちがスポーツに親しみ、取り組む足がかりとなる場を提供します。
31	スポーツ少年団の育成	スポーツ少年団事業として魅力ある本部事業を展開し、団への加入を促進することにより、子どもたちのスポーツの継続的な活動を促進します。
32	子どもを対象とした文化事業の実施	子どもたちが優れた芸術や伝統的な芸能等、文化に親しむ機会を設けます。
33	アウトリーチ活動の実施	学校教育との連携を図り、子どもたちが芸術文化に親しむ機会を充実させます。

③ 心身の健やかな成長のための取り組みの充実

No	事業名	事業内容
34	教育相談業務の充実	教育センターに総合相談窓口を設け、カウンセラーを配置することで不登校などの教育に関する様々な相談の充実を図ります。
35	特別支援教育推進事業	特別支援教育の推進のため、専門の相談員を配置し、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人一人に応じた相談の充実を図ります。
36	すこやかテレフォン事業	青少年の健全育成を図るため、青少年の育成に関する相談業務を奈良「いのちの電話」協会に委託し、すこやかテレフォン相談室を設置し、専門の相談員が年中無休で電話による各種の相談業務を行います。
37	エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発事業	特に性行動が活発化する若年層を中心に、エイズや性感染症に関する正しい知識を持ち予防行動がとれるよう、学校、NPO 団体等関係機関と協力しながら啓発事業を推進します。 また、感染不安のある方への相談や検査を行い、知識普及と感染予防への意識づけを行います。

No	事業名	事業内容
38	未成年の喫煙対策	たばこから子どもたちの健康を守るため、関係機関と協力しながら子どもおよび保護者への啓発を行います。
39	思 春 期 保 健 対 策 (性)	10代の望まない妊娠、性感染症の防止のために、思春期相談窓口を設けています。関係機関と協力しながら啓発活動等を行います。

基本方針２ 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標１． 子どもと子育て家庭の健康の確保

① 妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援の充実

No	事業名	事業内容
40	特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療費助成金を交付することにより、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる不妊治療費の一部を負担し、不妊に悩む夫婦の支援を行います。
41	母子健康手帳の交付	医療機関で妊娠判定を受け、妊娠届けを出されたら母子健康手帳を交付します。母子健康手帳は、妊娠出産の経過、お子さんの乳幼児健診、予防接種の記録等大切な成長記録となります。また、妊娠期からの健康づくりに関する情報を提供します。
42	妊婦健康診査事業	妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成することにより、妊婦の経済的負担を軽減し、未受診妊婦の解消を図るとともに、母体及び胎児の健康の保持・増進を図ります。
43	はじめてのママパパ教室/プレママのためのクッキング講座/マタニティー歯っぴいチェック（妊婦に対する健康教室）	妊婦とその家族に対して、妊娠・出産・育児、歯の健康・栄養についての必要な知識や技術を提供します。
44	妊産婦、新生児、未熟児訪問（保健指導事業）	妊産婦・新生児の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児などの相談を行うとともに、適切な指導を行います。 また未熟児については、保護者の育児不安が強く、早期に援助を必要とする対象者を医療機関等と連携しながら把握し支援します。
45	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	生後4か月未満の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する必要な情報提供等を行います。また、支援が必要な家庭に対しては助言を行い、乳児家庭の孤立化を防ぎ、保護者の育児不安等を軽減し、虐待の予防や子どもの健全育成を図ります。
46	4 か月 健康 診 査（乳児一般健康診査）	生後4か月の時点で医療機関において、子どもの身体発達・運動発達・栄養状態を診査し、疾病の早期発見・早期治療・早期療養および育児指導を行い、乳児の健康の保持・増進を図るとともに育児不安の軽減を図ります。また、4 か月健康診査を登録医療機関で受診することで、小児科医にかかる機会を提供し、かかりつけ小児科医を持つ保護者の割合を増やします。
47	10 か月健康診査（乳児一般健康診査）	生後10か月の時点で医療機関において、子どもの身体発達・運動発達・栄養状態を診査し、疾病の早期発見・早期治療・早期療養および育児指導を行い、乳児の健康の保持・増進を図るとともに育児不安の軽減を図ります。
48	1 歳 7 か月 児 健 診、1 歳 7 か月 児 歯科健診	1 歳 7 か月児に対して健康診査を行い、疾病・障がい・発達の遅れ等を早期に発見し、適切な指導を行うとともに、むし歯の予防・発育・栄養・生活習慣、その他育児に関する指導を行い、子どもの心身の安らかな成長の促進と育児不安の軽減を図ります。
49	3 歳 6 か月 児 健 診、3 歳 6 か月 児 歯科健診	身体の発育および精神発達の面から最も重要な時期である3歳児に対して健康診査を行い、運動機能・視聴覚発達などの障がいや疾病等を早期に発見し、適切な指導を行うことにより、障がい等の進行を未然に防止するとともに、むし歯の予防・発育・栄養・生活習慣、その他育児に関する指導を行い、子どもの心身の安らかな成長の促進と育児不安の軽減を図ります。

No	事業名	事業内容
50	フッ化物塗布事業	幼児のむし歯予防とかかりつけ歯科医をもつきっかけづくりのために、2歳0か月児の希望者に実施します。歯科健診と歯みがき指導も併せて実施します。
51	乳幼児予防接種事業	子どもを感染症から守るため、予防接種を実施します。 〈個別接種〉 ・ヒブ感染症(生後2か月～5歳未満) ・小児肺炎球菌感染症(生後2か月～5歳未満) ・BCG(生後3～12か月未満) ・4種混合(生後3か月～7歳6か月未満) ・三種混合(生後3か月～7歳6か月未満) ・二種混合(小学校6年生) ・不活化ポリオ(生後3か月～7歳6か月未満) ・MR(麻しん・風しん) - 第1期(1歳～2歳未満) - 第2期(年長児) ・水痘(1歳～3歳未満) ・日本脳炎 - 第1期(生後6か月～7歳6か月未満) - 第2期(9歳～13歳未満) ・ヒトパピローマウイルス感染症(小学6年生～高校1年生相当の女子)

② 健やかな成長発達を促すための相談体制・情報提供の充実

No	事業名	事業内容
52	妊産婦・乳幼児健康相談事業(巡回相談・おやこプチ講座)	安心して妊娠・出産・育児が行えるよう公民館等の地域の身近な場所に出向き、保健師、助産師等が健康相談を実施します。また、親子の健康づくりに関する情報提供の場として、おやこプチ講座を実施します。
53	地域における幼児期からの歯の健康教育	保育所や地域の子育てサークルなどで、幼児と保護者を対象に幼児期に必要な歯の知識と正しい歯磨きの方法等について健康教育を実施します。
54	5か月児ばくばく教室(離乳食教室)	生後5か月児を持つ保護者に離乳食の進め方、子どもの発達・子育てについての知識提供を行うとともに、集まる場の設定をすることにより乳児期前期の養育者の孤立感に伴う育児不安の軽減を図ります。
55	歯びかぴか むし歯予防教室(1歳児 むし歯予防教室)	1歳0か月児～1歳2か月児の保護者に、むし歯予防の知識と歯の手入れの実習、生活リズム確立の大切さについての知識提供を行います。また、保護者自身に歯の健康に関心を持ってもらい、成人期の歯周病予防を図ります。
56	きしゃぽっぽ教室(発達支援教室)	1歳7か月児及び3歳6か月児健康診査後の事後指導の場として、遊びやグループワークを通して、子どもの発達や適切な関わり方を学び、親同士が悩みを共有することで育児不安の軽減及び子どもの発達の理解・受容につなげるために実施します。
57	すくすく相談	育児や発達に関する相談に応じ育児不安を軽減します。また、適切な子育て情報を発信します。
58	発達相談	幼児健康診査後の精神発達面の状態を個別の検査を用いて確認します。
59	妊産婦の喫煙・飲酒対策事業	妊産婦・胎児・乳児へのタバコ・アルコールによる健康被害を防ぐための啓発、相談を行います。

③ 小児医療体制等の充実

No	事業名	事業内容
60	休日・夜間応急診療所、休日歯科応急診療所の充実	妊娠・出産の安全確保とともに、育児不安の解消をめざし、救急医療体制の充実を図ります。

基本目標 2. 地域の子育て支援の充実

① 子育て中の親子の居場所づくりの推進

No	事業名	事業内容
61	地域子育て支援拠点事業	乳幼児と保護者が気軽に集い、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを行います。
62	子育てスポット事業	公共施設の空きスペースで、月 1～2 回、乳幼児と保護者が気軽に集って、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを行います。
63	子育てスポットすくすく広場事業	福祉センターで、主として乳幼児（0～3 歳）と保護者が気軽に集える場を提供し、高齢者から昔ながらの遊びや昔話を教えてもらうなど、異世代間における交流を行います。
64	市立こども園の地域活動の推進	地域に開かれたこども園として、地域の様々な人との交流を推進するとともに、未就園児の親子登園や子育て相談を実施する等、地域の子育て支援の拠点として子育て支援の充実を図ります。
65	地域に開かれた幼稚園・保育所づくりの推進	地域の仲間とふれあう機会が少なくなっている幼児や、子育てに孤立感・不安感を抱えている保護者のために、園庭・園舎を開放し、在園児との交流や未就園児の親子登園を実施します。
66	公民館での各種教室・講座	公民館の特性を生かし、各年度において、各種子育て支援事業を実施します。 ①親子が集える「場」の提供・情報提供事業 ②子育て支援教室・講座（保護者対象） ③体験教室・講座（親子対象） ④体験教室・講座（児童対象） ⑤地域の子育て力向上をめざした教育・講座（市民対象）

② 多様な子育て支援サービスの充実

No	事業名	事業内容
67	保育所における一時預かり事業	保護者のパート就労や病気等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。
68	地域子育て支援拠点における一時預かり事業	地域子育て支援拠点の利用経験のある乳幼児を対象に、一時預かりを行い、地域の子育て家庭に対してよりきめ細やかな支援をします。
69	病児・病後児保育事業	児童が病気や病気の回復期で、保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合に、児童を一時的に専用施設で預かります。
70	子育て短期支援事業	緊急一時的に児童の養育が困難になった場合に、児童を 7 日間を限度に預かり、養育・保護を行います。（ショートステイ事業） 仕事等の理由で帰宅が遅くなり、長期に児童の養育が困難な場合に、午後 2 時から 10 時までの時間帯のうち、1 日 4 時間、6 か月の範囲で児童を預かり、養育・保護を行います。（トワイライト事業）

基本目標 3. 子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実

① 子育てに関する相談体制・情報提供の充実

No	事業名	事業内容
71	利用者支援事業	就学前の子どもとその保護者や妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集や提供のほか、必要に応じて相談・助言等を行います。
72	子育て世代支援PR事業	本市の子育て情報をわかりやすく掲載した子育ておうえんサイト「子育て@なら」を運営するとともに、本市の子育て情報を一冊にまとめた「なら子育て情報ブック」を作成・配布します。
73	家庭児童相談室運営事業	子どもの生活習慣、学校生活、家庭環境等、児童と家庭の福祉の向上を図るため、家庭児童相談室を設置しています。
74	幼稚園や保育所の子育て相談	幼稚園や保育所への電話や来園により、子育ての悩みや育児相談を行います。
75	家庭教育推進事業	子どもや家庭教育を取り巻く諸問題の解決と家庭の教育力の向上を図り、これからの家庭教育のあり方、親の役割について考えるため講演会等を実施します。

② 子育て家庭への経済的な支援の充実

No	事業名	事業内容
76	子ども医療費助成	健康保険に加入している中学校修了前（15歳到達後最初の3月31日まで）の子どもを対象に、保険診療の自己負担額（入院時の食事療養費は除く）から一部負担金を除いた額を助成します。ただし、中学生は入院のみの助成です。
77	就園奨励費補助	私立幼稚園に通う保護者の経済的負担の軽減を図ります。
78	就学援助	小・中学校の就学が経済的に困難な世帯に必要な援助を行い、安心して義務教育を受けられる環境を整えます。
79	特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級への就学のために必要な援助を行い、特別支援学級に在籍する児童・生徒が安心して義務教育を受けられる環境を整えます。

基本目標 4. 様々な状況にある子どもと子育て家庭への支援の充実

① ひとり親家庭への支援の充実

No	事業名	事業内容
80	ひとり親家庭等医療費助成	健康保険に加入しているひとり親家庭の父または母と 18 歳未満（18 歳到達後最初の 3 月 31 日まで）の子や父母のいない 18 歳未満の子を対象に、保険診療の自己負担額（入院時の食事療養費・生活療養費は除く）から一部負担金を除いた額を助成します。
81	ひとり親家庭等相談	母子家庭、父子家庭、寡婦または離婚前の方に対し、生活や家庭、子どもの養育、就職や自立の支援、母子及び父子並びに寡婦福祉資金の利用等の相談に応じます。
82	母子家庭等日常生活支援事業	修学や求職等の自立に必要な理由や疾病等の社会的理由で一時的に生活援助や保育サービスが必要な母子家庭、父子家庭、寡婦の世帯に、家庭生活支援員を派遣します。
83	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の自立を支援するため、就業相談、就業支援講習会、就業情報提供等の施策を総合的・計画的に実施します。
84	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母、または父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援するもので、母子家庭、父子家庭の自立促進を図るため、教育訓練を受講することが適職につくため必要と認められる場合に、教育訓練給付金を交付します。
85	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母、または父子家庭の父が就業に結びつきやすい資格を取得するために養成機関で受講するに際して、高等職業訓練促進給付金を交付することで、受講期間中における生活の不安の解消および生活の負担の軽減を図り、安定した修業環境を提供し、資格取得を容易にします。
86	公共賃貸住宅における母子・父子世帯向けの優先入居制度の活用	市営住宅の空家募集において、母子世帯または父子世帯で 20 歳未満の子がいる世帯に対する優先入居制度を実施します。

② 障がいのある子どもと子育て家庭への支援の充実

No	事業名	事業内容
87	放課後児童健全育成事業施設における障がい児の受け入れ推進	放課後に就労等で保育のできない世帯の小学生を対象に、バンビーホームを開設しており、障がいの程度・内容に応じて指導員の加配をしながら、障がい児の受入れを推進します。
88	短期入所	居宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、障害者支援施設、障害福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい児につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行います。
89	障害児通所支援	障がい児を児童発達支援センター等の施設に通わせ、年齢に応じて日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の伝達及び集団生活への適応訓練を行います。
90	居宅介護	居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護ならびに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる支援を行います。
91	行動援護	知的や精神に重い障がいがあり、一人で行動することが難しい障がい者児が対象です。対象児のことをよくわかっているヘルパーが、そばにいて、安心して外出し、活動できるよう支援を行います。

No	事業名	事業内容
92	奈良市歯科診療	みどりの家歯科診療所（総合福祉センター内）において、障がい児の歯科検診及び治療を行います。
93	日中一時支援	家族の就労支援や一時的な休息を目的に、障がい児の一時的な介助や見守りが必要な場合に、日帰りで施設を利用することができます。 ※施設入所者及び病院に入院されている方は、利用できません。
94	移動支援	障がい児の外出及び余暇活動等の移動を支援します。ただし、通学及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で終わるものに限りです。 ※病院に入院されている方は、利用できません。
95	みどり園	総合福祉センター内の障がい児親子通園室「みどり園」において、就学前の障がい児を対象に、保護者とともに通園し日常生活において必要な指導を行い、集団生活への適応を促すよう療育を実施しています。また、家族支援も行っています。
96	相談支援事業	障がい児が、地域で安心して自立した生活を送るために、本人や関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などを総合的に行います。
97	親子体操教室	総合福祉センター体育館において障がい児と保護者が、一緒にスポーツ・レクレーションを楽しみながら、健康の維持・増進を図ることを目的に実施しています。
98	子ども発達支援事業	心理的な発達の障がい並びに行動及び情緒の障がいのある就学前の幼児又は発達支援の必要があると認められる就学前の幼児とその保護者に対して、相談・療育の場を設け、心理的な発達を関係機関と協働しながら一貫して支援します。
99	長期療養児支援	障がい児が適切な医療ケアや医療・福祉制度を利用しながら在宅で生活が送れることや、保護者は地域の人や専門職の支えを受けながら安心して子育てができるように、訪問や相談等を実施します。

③ 児童虐待防止などの取り組みの充実

No	事業名	事業内容
100	被虐待児童対策地域協議会の活用	児童虐待の未然防止・早期発見・再発防止のため、児童相談所、医療機関、民生児童委員協議会連合会、弁護士、警察などの関係機関が連携して、虐待から子どもを守るために「奈良市被虐待児童対策地域協議会」を設置しています。
101	養育支援訪問事業	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭等に対し、訪問などにより、養育に関する相談、助言などの支援を行います。
102	家庭訪問	育児が困難で支援が必要と思われる家庭を訪問し、生活環境と養育状況・家庭環境・子の成長発達などを総合的に把握し、必要な支援を行うことにより、保護者の育児不安や育児ストレスの軽減を図り虐待予防に努めます。

基本方針3 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり

基本目標1. 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進

① 地域における子育て支援活動の充実

No	事業名	事業内容
103	ファミリー・サポート・センター事業	「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」が依頼・援助・両方のいずれかの会員として登録し、児童の放課後の預かりや保育所等の送迎等で育児の援助が必要となったときに、会員相互の援助活動を行います。
104	子育て支援アドバイザー事業	子育て支援アドバイザーとして登録した地域の子育て経験豊かな市民を、乳幼児と保護者が集まる場所に派遣し、保護者の子育てに関する疑問や悩みに対する相談等を行います。
105	子育てサークルの支援	地域で活動する子育てサークルに補助金を交付することにより、経済的に支援するとともに、サークルを含めた地域の子育て支援団体を対象にした交流会を行うことにより、情報交換等のネットワーク化を図り、子育て中の保護者が自主的に運営する子育てサークルを支援します。

② 地域における子どもの見守り活動の推進

No	事業名	事業内容
106	交通安全教室の開催	学校園に出向き、警察と協力して横断歩道の渡り方、正しい自転車の乗り方などの交通ルールをビデオ・人形劇等でわかりやすく説明するとともに、信号機を使った実技指導なども併せて行い、子どもたちに交通事故から身を守るすべを身につけてもらうために開催します。
107	学校・家庭・地域が連携した防犯力の充実	「子ども安全の日の集い」を開催する等、子どもの安全に取り組む大人の防犯意識を高めます。
108	不審者情報の配信	子どもたちの登下校時の安全確保のために、警察と連携して、学校園や地域から入ってくる不審者の情報を「なら子どもサポートネット」登録者に配信します。
109	「子ども安全の家」標旗配布	子どもを犯罪や事故から守るため、地域の家庭などに「子ども安全の家」になってもらい、家の入口などに「安全の家」標旗を掲げ、子どもが危険を感じた時に、助けを求めて駆け込める場所を提供してもらい、地域で子どもを守る機運を広めます。

基本目標2. 仕事と子育ての両立支援の推進

① 男女共同の子育ての促進と子どもを大切に作る社会的な機運の醸成

No	事業名	事業内容
110	イクメン手帳の配布	奈良市オリジナルのイクメン手帳「IKUMEN HANDBOOK for nara papa」を母子健康手帳交付者及び子育て中の希望者に配布します。
111	仕事と生活の調和推進事業	事業主や企業を対象に、育児休業の取得促進や労働時間等の改善など、仕事と生活の調和のとれた働き方に向けた意識啓発に努めます。

基本目標3. 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進

① 安心して外出できる環境づくりの推進

No	事業名	事業内容
112	通学路整備事業	児童・生徒が安全で安心して通園・通学できるよう歩道の整備及び防護柵、路面標示等の安全施設を整備します。
113	公園管理運営	身近な自然とのふれあいの場所、防災空間、良好な風致・景観を備えた地域の形成等、多くの機能を有している公園・緑地の維持管理を行います。また、街区公園等に設置されている遊具の安全点検を行い、老朽化した遊具の修繕を行います。
114	公園整備事業	街区公園の経年劣化によるフェンス・あづまや等の施設の改修を行います。
115	公共賃貸住宅における多子世帯向けの優先入居制度の活用	市営住宅の3DK若しくは3LDKの空家募集において、18歳未満の児童が3人以上いる世帯（多子世帯）に対する優先入居制度を実施します。
116	公共賃貸住宅における子育て世帯向けの優先入居制度の活用	市営住宅の空家募集において、同居親族に小学校就学前の児童がいる世帯（子育て世帯）に対する優先入居制度を実施します。

奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン
～奈良市子ども・子育て支援事業計画～

平成 27 年 3 月

【発行】奈良市子ども未来部子ども政策課
〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目 1-1
電話：0742-34-4792 F A X：0742-34-4798
E-mail：kodomoseisaku@city.nara.lg.jp

